

O 実務経験コード表

受験資格(実務経験)として認められるのは、次の別表1または別表2に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。このため、要援護者に対する直接的な対人援助ではない研究業務、教育業務、営業、事務等を行った期間は実務経験期間に含まれません。

別表1 法定資格に基づく対人援助業務

1001	医 師	1012	視能訓練士
1002	歯科医師	1013	義肢装具士
1003	薬剤師	1014	歯科衛生士
1004	保健師	1015	言語聴覚士
1005	助産師	1016	あん摩マッサージ指圧師
1006	看護師	1017	はり師
1007	准看護師	1018	きゅう師
1008	理学療法士	1019	柔道整復師
1009	作業療法士	1020	栄養士(管理栄養士を含む)
1010	社会福祉士	1021	精神保健福祉士
1011	介護福祉士		

注 法定資格に基づく対人援助業務による実務経験期間の算定に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 「法定資格を有する者が、当該資格に基づく対人の直接的な援助業務に従事した期間」であること。(当該資格を取得する以前の従事期間や対人援助業務でない業務の従事期間は含まれない)
- (2) 法定資格取得日とは法定試験に合格した日ではなく、資格登録日であること。

別表2 相談援助に従事する者

2001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項の規定に基づく 特定施設入居者生活介護 について、都道府県（指定都市及び中核市を含む）が定めた条例に規定する 生活相談員
2002	介護保険法第8条第21項の規定に基づく 地域密着型特定施設入居者生活介護 について、市町村が定めた条例に規定する 生活相談員
2003	介護保険法第8条第22項の規定に基づく 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 について、市町村が定めた条例に規定する 生活相談員
2004	介護保険法第8条第27項の規定に基づく 介護老人福祉施設 について、都道府県（指定都市及び中核市を含む）が定めた条例に規定する 生活相談員
2005	介護保険法第8条第28項の規定に基づく 介護老人保健施設 について、都道府県（指定都市及び中核市を含む）が定めた条例に規定する 支援相談員
2006	介護保険法第8条の2第9項の規定に基づく 介護予防特定施設入居者生活介護 について、市町村が定めた条例に規定する 生活相談員
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する 計画相談支援 にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
2008	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する 障害児相談支援 にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
2009	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあっては、自立相談支援事業実施要領に規定する 主任相談支援員

注 (1) 2001～2006に該当する施設は、介護保険の**指定を受けている施設**であること。

ただし、介護保険法施行前の実務経験がある場合は、従事期間として通算できる。

(2) 2001～2009に該当する業務の実務経験については、**法定資格の有無を問わない**。

(3) 2004の介護老人福祉施設の生活相談員には、**デイサービスの生活相談員**は該当しない。